**建築（建設）承認申請書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日  貝塚市長　様  　　　　住所  　申請者  　　　　氏名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号  都市計画法第37条第１号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | ※　手数料欄  令和　 年 　月 日  手数料  円  収納済  担当 |
| 開発登録簿の番号 | |  | |
| 建築物又は特定工作物  の敷地の所在及び地番 | |  | |
| 予定建築物等の用途 | |  | |
| 承認を要する理由 | |  | |
|  |  | | |
| ※　受付欄 | ※　承認欄 | | |
|  | 貝塚市指令貝まち第　　　　　　　号  令和　　年　　月　　日  この申請は、次の条件を付けて承認します。  貝 塚 市 長　　　　　　　　　　　　　㊞ | | |
| ※　条件欄 | | |
| 条件  　都市計画法第36条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。  （教示）  １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、貝塚市長に対して審査請求をすることができます。  ２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、貝塚市を被告として（訴訟において貝塚市を代表する者は貝塚市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。  ３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  都市計画法第３６条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。 | | |
| ※　備考欄 |
|  |

注意※印のある欄は記載しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請代理人住所及び氏名 | 住所  氏名  電話番号 |